

## 自家用電気工作物保安業務の内容

### 1 規格及び業務内容

#### (1) 全般事項

- ・保安規程の制定、届出及び遵守（法第42条）
- ・主任技術者の選任及び届出（法第43条）

#### (2) 業務用電力

##### ア 規格

- ・最大電力 280kw（太陽光発電 10kw含む）
- ・受電電圧 6,600V

##### イ 業務内容

電気事業法に基づき、次の業務を行う。なお、業務終了後は速やかに報告書を提出し、市に承認を得ることとする。

- ・月次点検（月2回）
- ・定期点検（年1回）
- ・精密点検（必要のつど）

##### ウ 業務詳細

事業用電気工作物の維持（法第39条第1項）及び次に掲げる事項を履行する。

- ・設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
- ・自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ・電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- ・電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準及び電気用品取締法に適合しない事項があるときは、必要な助言を行うこと。
- ・電気工作物の維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うこと。
- ・電気事故発生の場合は、応急処置を指導するとともに、事故の原因を調査して再発防止についてとるべき処置を指示又は助言するほか、必要に応じ精密点検を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きを行うこと。
- ・電気事業法に基づいて国が行う使用前検査及び立入検査（官庁検査）に立ち会うこと。
- ・その他保安規定に定められている事項。
- ・上記の保安業務のうち、電気関係法令以外の法令によって点検に特定の資格を要することになっているもの、点検に特殊な専門技術を要するもの、また移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線等（常時電炉に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるものを除く。）の点検又は試験については、発注

者が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を受注者に通知すること。また、この通知に基づき、受注者は発注者に対して必要な指示及び助言を行うものとする。

### (3) 機器リスト

- ・ 低圧電灯動力盤 1台
- ・ 低圧動力盤 1台
- ・ 高圧コンデンサ盤 1台
- ・ 高圧受電盤 1台

### (4) 非常用発電設備（発電機）

#### ア 規格

- ・ 出力 90kVA
- ・ 電圧 200V

#### イ 業務内容

電気事業法に基づき、次の業務を行う。なお、業務終了後は速やかに報告書を提出し、市に承認を得ることとする。

- ・ 月次点検（月1回）
- ・ 精密点検（必要のつど）

#### ウ 業務詳細

- ・ 非常用発電設備の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該非常用発電設備の巡視、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準及び電気用品取締法に適合しない事項があるときは、必要な助言を行うこと。
- ・ 非常用発電設備の維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うこと。
- ・ 電気事故発生の場合は、応急処置を指導するとともに、事故の原因を調査して再発防止についてとるべき処置を指示又は助言するほか、必要に応じ精密点検を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きを行うこと。
- ・ 電気事業法に基づいて国が行う使用前検査及び立入検査（官庁検査）に立ち会うこと。
- ・ その他保安規定に定められている事項。
- ・ 上記の保安業務のうち、電気関係法令以外の法令によって点検に特定の資格を要することになっているもの、点検に特殊な専門技術を要するもの、また移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線等（常時電炉に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるものを除く。）の点検又は試験については、発注者が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を受注者に通知すること。また、この通知に基づき、受注者は発注者に対して必要な指示及び助言を行うものとする。